



空き家解体費補助金 ご利用の皆様へ

利活用型
(個人)

- ◎この補助金は、昭和56年以前に建築された空き家が対象となります。
- ◎補助金が利用できるのは、「相続以外で空き家を取得」した人です。
(親族以外からの贈与・売買契約など)

●補助額:事業費(税抜)の1/2以内(上限50万円)



《手続きの流れ》

